

令和4年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和4年9月16日（金曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君	13番	吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（1名）

6番 熊 澤 芳 潔 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | < P 3 ~ P 9 > |
| 日程第 2 | 報告第 8 号 | 令和 3 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について < P 9 > |
| 日程第 3 | 議案第 9 3 号 | 教育委員会教育長の任命について < P 9 ~ P 1 0 > |
| 日程第 4 | 議案第 9 4 号 | 損害賠償の額を定め和解することについて < P 1 0 ~ P 1 1 > |
| 日程第 5 | 議案第 9 1 号 | 令和 3 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 6 | 議案第 9 2 号 | 令和 3 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 7 | 議案第 9 5 号 | 令和 3 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 8 | 議案第 9 6 号 | 令和 3 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 9 | 議案第 9 7 号 | 令和 3 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 8 号 | 令和 3 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 9 号 | 令和 3 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 0 号 | 令和 3 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 1 号 | 令和 3 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 2 号 | 令和 3 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 1 ~ P 1 3 > |

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

6番熊澤芳潔君は欠席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第8号の報告を受けた後、議案第93号と議案第94号を即決で審議いたします。

次に、議案第91号、議案第92号及び議案第95号から議案第102号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和3年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

9番高橋秀樹君。

（9番高橋秀樹君 登壇）

○9番（高橋秀樹君） 議長のお許しを頂きましたので、昨日に引き続き、一般質問

をさせていただきます。

昨日はサ高住についての答弁を頂いてからの続きとさせていただきます。

サ高住は必要だという答弁も頂いておりますが、やはりサ高住足りないというかな、そそういうところでどのように建築をしていけばいいのかなというふうに考えております。

答弁頂いて、早急に建てるということにはならないのかなという話でしたが、昨日教育次長のほうからお答えを頂いております。高校の寮ですね、そのところが来年度のところでもう既にいっぱいになってきているというお話で最後になったと思います。それについて、今後、足寄高校の存続に向けた中で、足寄町が取ってきた施策、それにおいて、当町外から来ていただく。そういう方をやはり早急に何か手だてを打たなければいけない。ですけれども、これサ高住とはちょっと全く関係ない話なのですけれども、将来的にその寮からサ高住に移れるという流動性がある中の一つであるというふうに私は考えております。その中で、今現状、町長というかな、行政のほうでどのようにお考えなのか、まず御質問をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 高校生の下宿でありますけれども、今、昨日教育委員会のほうから話もありましたけれども、今ある施設については来年度の入学者も含めて考えていくと、大体ほぼほぼいっぱいになっているというような状況になっています。そういうことで、毎年毎年3年生が卒業されて空く部屋ができ、そこにまた新しい新1年生が入ってくるという、そういうサイクルの中で、43部屋を用意させていただいております、平均すると大体15人ぐらい、1学年15人ぐらいの方たちが入っていただければというような、そういう施設となっています。

これまでの状況で考えていきますと、大

体そのぐらいの人数、1学年15人前後の方が入っている形で埋まっていくという形になるのかなというふうに思っています。これまでは始まったばかりというところもあって、埋まってないときもありましたけれども、今後でいくと、毎年毎年卒業された後に入っていき、卒業された後に空いた部屋を新しい新1年生が使っていきという形でいこうかなというように思っています、当然そこには下宿代だとかそういった補助だとかも町として出しているところがありますので、あまり多くなってくるとやはり財政的な負担なども町としては考えなければならぬのかなというところもあります、できれば今ある施設を十分に活用しながら高校生の下宿という形で使っていければいいのかなというように思っています。

当初、最終的に高校生が入らなくなったときどうするのだというようなことも考えられたわけですがけれども、そのときにやはり高齢化も進んできているということも含めて、例えば高齢者の方たちが住む下宿、本当に下宿、今高校生の下宿を高齢者の下宿だとかというようなことにも転用ができるのかなというようにも思っています、そういう形で仮に高校生が例えば使わなくなりますよというようなときにはそういう転用もできる、そういう施設になるのかなというように考えていたところでもあります。

現状の中では、今すぐ空いてくるだとかという状況ではないというふうに思っています、しばらくの間は高校生の下宿として、この43部屋、これを使っていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番、高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 昨日の御答弁の中にもケアハウスで待機者がかなりの人数がいらっしゃるということですが、待機者2

6名ですか、その中でやはりそういうサービス付き高齢者住宅、そういうのをきちんと整備をしていくということはある意味急務な状態になってきているのではないかなというふうに感じております。

しかし、本日今ちょうど足寄町高校野球の野球部が白樺学園と試合を今、多分始まったばかりだというふうに思いますけれども、今後どういった形になるかどうかは分からないですけれども、今の現状から考えると、野球部の方、足寄町を目指して来てくれるという方が多くなってくる可能性もある、そういうふうに考えております。その中で、やはり来たはいいけれども、寮がありませんよという状況になるというのは、足寄町にとってもプラスではないというふうに考えております。その中で、やはりサ高住というかな、寮の整備というのは早急にさせていただきたいなというふうに考えております。

高校を存続させるということは大前提で、大重要な課題の一つになります。やはりそういうような形で足寄町に来ていただければ、将来的にまた足寄町で仕事しようかなとか、そういうような考えになってくれる人たちがどんどん増えることによって、足寄町の人口減少に歯止めをかけることもできる可能性があるというふうに私は認識しております。そういうことを考えますと、やはりしっかりそのところはやっていただきたいなというふうに思います。

今回、こういった形で高校、教育委員会としては、今現状の高校野球だけではないですけれども、やはりそういうことに関して今後やはりもっと間口を広げなければいけない可能性も出ると思うのです。例えば、サッカーのそういう外から呼んで子供たちを来ていただくとか、それから弓道も足寄町はすごく強い状態になってます。そういう人たちが町外から来てくれるような状況のときに、今の現状では駄目だと思うのですけれども、その辺は教育委員会と

してはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 振り返ってみますと、足寄高校の問題につきましては高校の存続というのはこれはもう町の活性化に直結すると、そういうことで過去支援を続けてきているのですが、端的に足寄高校の2間口確保のために、そのためにどうするかということで焦点化して支援を続けてきているのですけれども、私自身としては一応一人でも多く来てくれることにこしたことはないのですが、一応41人以上が2間口確保に最低必要ですから、そういう意味でいったら安定的に50人の確保を一つの目途として、そういうことで進めてきました。状況によって60人は超えたときはありますし、今年度が五十何人ですかね、60人近くありますね。そういうことで、50人をめどにこれからもずっと足寄高校にそういう志望者の生徒が1人でも多く来てほしいなど、これはもうずっと願っているのですけれども、いかんせん一方では少子化のあおりで、平たく言ってそれぞれの市町村においていわゆる少ないパイを奪い合うといったらちょっと語弊がありますけれども、取り合っていると、そういう状況下にも一方であるのですよね。そういうことで、2間口確保ということですから、支援のピンポイントの支援ではそこなのですけれども、もっと絞ってどこかの部活動に云々ということについては、教育委員会としてもそれは前面に立てているわけではありません。たまたま結果的に町との協定で日ハムから元プロ野球選手が来てくれているという、そういう人材の確保しているおかげで野球部員が町内外から今集まってきてくれているという状況です。この後も安定的に続けばいいなと思ってますが、教育委員会としても、少しでもキャパの多い施設等々を用意できるのであればいいのですけれども、やっぱりある程度、少な

くても10年後を見越した、そして見越したキャパシティーというのですかね、施設も含めた、人数も含めて、その辺なども一定程度落としておかなければならないのではないかなと思っているのですよね。何かがあって安定的に子供たちが希望者数が少なく、ときには41人を切るなどということも想定しなければならないのですよね。そのときに、さあ、施設はこういうふうにつくってあるけれども、いわゆる何というのですかね、活用がないと、そんな状況もやっぱり一定程度視野に入れる中で対応していかなければならない。ちょっと隔靴搔痒な言い方ではっきり言えないのですけれども、そんなことで教育委員会、私個人としては今の施設をある程度上限として、そして限りなく毎年50人くらいの希望者を、一方、今回の野球などのように一つの部活動が何かのきっかけで、そういう何かの条件というのですかね、きっかけですごく集まってくるなどということもあり得ますよね。これからすごいサッカーの先生が来てだとか、たまたまいい成績を収めたからも来るとかとしますよね。その場合につきましては、高校それから足寄高校の振興会、あるいは必要に応じて今で言ったら野球部の後援会の保護者あたりなどと教育会議開いて話を進めて、どういう方法が教育委員会として可能、どういう支援が教育委員会として可能なのか、どこまでならいいのかということも含めて、対応していかなければならないなというふうに思っています。現状では、今の状態で推移していく、推移を見守っていくしかないのかなと。これで例えばちょっとつらいのは、せっかく用意してありますよと、でも現実的に今回などでも断り入れているのですよね。断り入れているので、それはやっぱり委員会としてもつらいのですよ。今後例えば野球部などのように、そういう他町村からの子が多い場合については、今ちょっと申し上げましたように、やっぱり高校さ

ん、あるいは野球部の後援会あたりと教育委員会も中に入って、かすがい役として何かいい方法がないのか、個人的な民宿なども含めながら、そういう何かいい方法を模索していくしかないのかなと、そんなふうに思っています。

ちょっと質問に正対していないような答弁で申し訳ないのですが、御理解願えればなと思っています。

○議長（吉田敏男君） 9番、高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 今、教育長の答弁でいろいろなことが理解できました。

現状やっぱり断っている方もいらっしゃる。その中で、今後の学生さんたちの入ってくる、少子化ですから入ってくる量も少なくなる、そういうのも十分承知の上でいろいろなことを考えられている。もちろん行政のほうでもそういうことを一緒になって考えているのだというふうに理解はいたします。

しかし、足寄町存続という形で一度かじを切りました。その中で、やはりしっかりと道筋を再度再構築していくということは、絶対的に必要なのだというふうに思っております。

やはり先ほど言いましたけれども、ケアハウスの待機者非常に多い。今後も昨日の出していただいた統計によると、高齢化率がずっと高いまま、このまま続いていく。そういう形で2,000人台がずっと続いていくという、やっぱりそういう年を取って行って自分たちの住んでいる場所も古くなってきたと。それであれば、このところで住むよりは、みんなと一緒に共同生活ではないけれども、一つ一つのところで食事ができたりだとかというところをきちんと整備していくというのは、これからの社会にとって、足寄町にとって一番ベターな方法なのかなというように考えも持っております。

そこで、前回ラポラをつくったときのよ

うな形で、例えば民間で、いや私たちはやはり足寄町の窮状に対して協力をしていくのだというふうになったときに、前回と同じような形式で町としてはそれもやむなしというふうなお考えを持てるのか。それとも、いや民間でやるなら勝手に民間でやってくださいというふうに言うのか。もしくは、行政のほうでも昨日は、私たちはつくっていかねばいけねばいけないというような御返答も頂いているのですけれども、もし民間の人たちが協力いたしますよというふうになったときはどこまで協力をさせていただけるのか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） サ高住をつくるときに、例えば民間の方たちがやっていただけるというところできくと、やっぱり一番いいのは建てて、それから運営も含めてやっていただけるというのが一番ありがたいなというふうに思っているところであります。

ラポラをつくったときには、建物については民間の人たちに造っていただいて、運営については町のほうで運営しますよというように形で、民設公営みたいな形の中で運営をさせていただいているというようになっています。

今後、サ高住をどうしていくのかという部分については、まだ検討はこれからなのですけれども、例えば施設をつくるというようなことで町でつくるということもありますし、例えば町からの補助金を出して民間の方につくっていただくとか、そんなこともいろいろな形が考えられるのかなというふうに思っています。最近でいけば、町からお金は出すけれども民間でつくっていただいて民間で運営していただくとか、いろいろな形がこれからは考えられる時代なのかなというふうに思っています。ですから、いろいろな形で、例えばつくるよということになったら、いろいろな形を

検討しながら進めていかなければならないのかなというように思っています。

やっぱりほかのところの施設もそうなのですけれども、サ高住ですからサービスがつかなければなりません。そうすると、サービスを提供する運営の中でもやはり介護職員だとか、そういったものをきちんと確保しなければなりませんし、例えば食事を提供するとなれば調理員さんも探さなければならぬだとか、そういったようないろいろと、ほかの施設でも今大変苦慮している、そういったものも併せてやりながらではないと運営は、施設つくっても、つくっただけではなくてやっぱり運営の部分も含めて考えていかなければならないということになりますので、十分な検討が必要になってくるのかなというように思っています。

そういうことで、昨日もお話しさせていただきましたけれども、まずは特養をということで、サ高住についてはその後また検討していこうということにしておりますけれども、併せて少しずついろいろな形でできるものはないのかなというように含めて、研究なり調査なりしながら検討を進めていければというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番、高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 理解できております。

これから人口がどんどん減っていく、その中でやはり高齢者が増えていく、高齢者が絶対的人数は増えないのですけれども、そういういろいろな支援を必要だという人はどんどん変わらずずっといつづけるのかな、人口的には変わっていかない。その中でやはりきちんとした先を見た中で、計画を立てていっていただきたいなというふうに思っています。

サ高住という形でそういうのをつくるといふふうになると、ちょっと時間がかか

る。けれども、寮という側面も持たせながらいくと案外早くできる可能性も秘めているのかなというふうに考えております。そのときにはやはり民間のまた力をお借りするだとか、いろいろな方法も考えていかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、その辺は十分に検討なさったところで進めていっていただきたいと思います。

話は変わります。

昨日、ちょっと聞き忘れたというか、7月27日の大雨のときに特老のほうに水がわっと出たとき、そのとき特老のほうではどのような対応をしたのか、それちょっと聞き忘れしたのでお伺いしたいなというふうに思っています。

避難をされる準備をしたのか、またもしくは、あそこは水が入ってくる可能性があるのも、もし水が入るといったことになったときに、その入所している人たちはどこにどういふふうにと避難させるのかということを含めて御質問をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、雨が降ってきたときに福祉課と特別養護老人ホームのほうで、この雨で状況が大丈夫かどうかということで連絡を取っておりまして、その後、駐車場のほうまで土砂が流入してきたという報告を受けました。そこで、福祉課の庁舎のほうから職員が向かいまして、どのような対応ができるかということを確認しに行ったのですけれども、その段階で建設課のほうにお願いをしまして、対応を検討をお願いいたしました。入所者につきましては、駐車場のほうまで流れてきたものですから、始め勢いがあったものですから、このままだったらもしかして本当に建物のほうまで来るのではないかなというようになちょっと心配もして、その段階ではやっぱり移動させる、自分で歩行できるような方が少ないので、まずは

反対側の東側の建物のほうに、もしそういう危険がある場合については、皆さん入所者の方を一番遠いところにまず移動させて様子を見ましょうということで、打合せをしました。ただ、今回につきましては、そこまでは幸い至らなかったもので、移動させるようなことはありませんでしたけれども、なかなか避難をするということも一瞬検討の中には出たのですけれども、雨の中を高齢の方をバスなり、車に乗せることも危険ですし、それは難しいということになりました。

あとデイサービスもそのとき開催されていたのですけれども、そのときにはもう夕方でしたので、利用されている方についてはもうお帰りになった後でした。また、職員の方についても雨が降っているということで、早めに帰宅をされたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番、高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 災害というかな、本当に突然の雨、大量の雨だったので、多分全く想定外のようなことがまた突然起きたのだと。今後、そういう事象が増えるかもしれない。もう100年に一度の大雨だとかというようなことではなくて、もう近年でいったら本当にもう何年か置きに雨が降ってくる。ゲリラ豪雨みたいな突然の集中豪雨みたいな感じで、そういうような雨が降ってくる。その中で今現状そういうふうな山を背負っているわけですから、そういうような形で危険性がある箇所であります。そのときに、どのような対処をするかというのは多分訓練までいくのか、そういうこともやられているのだというふうに思うのですけれども、その辺の対処の方法というのは、そのときになって、いやどうしよう、こっちに行かせなければいけないではなくて、もう先にそういう訓練なりということをやっておかなければいけない

のだというふうに思うのですけれども、その辺に関してはきちんとした訓練等々を行っているのかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ちょっと詳細なことはあれなのですけれども、まず防災訓練とか消火訓練とかいうのは特養のほうではやっておりまして、今週特養のほうで訓練をちょうど行ったところでございます。

入所者につきましては、先ほど申し上げたとおり、歩行ができる方とかできない方とかもいらっしゃいますので、今回は歩行ができる方を対象に移動をしていただくとか、そういうのも含めて防災訓練のような訓練も実施しております。

○議長（吉田敏男君） 9番、高橋秀樹君。

○9番（高橋秀樹君） 少し安心です。

しっかりとそういうのは訓練していただいて、寝たきりの方もいらっしゃるでしょうから、そういう人たちをどういうように搬送するというのもしっかりと行政のほうで考えていただければよろしいかなというふうに思います。

最後に、今回いろいろこの施設に関して質問をさせていただきました。足寄町のやはり足りないところ、足りないところというかな、今後やっていかなければいけないこと、いろいろな方向性が見えたのだというふうに思います。この中で、やっぱり最後に町長のほうから今後、やはり福祉というのは必要なときに必要なところに必要なサービスをしっかりとしていかなければいけない。そのときに対応できるような体制も取っておかなければいけない。そういうような形をしていかなければいけないのだというふうに思っています。

町長のほうから答弁を頂いて、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ますます高齢化が

進んできているというのはもう間違いのないところでごさいます、いろいろと人口推計などもお示しさせていただいたところでもありますけれども、高齢者の数自体はそんなに大きく変わってないけれども、多分人口はどんどん下がっていく、少なくなっていくということですから、やはり高齢者の方たちは一定の数がまだしばらくの間いらっしゃるけれども、その方たちを支えていく人たちの部分がだんだん少なくなっていくという、そういうようなことがこれからまだまだ進んでいくのだろうというふうに思っています。

そういったことで考えていきますと、やっぱり高齢者の方たちをどう支えていくのか、そういうことがやはり今検討していかなければならないときでありますし、そういう施設等のハード面もそうですけれども、ソフト面の部分もやっぱりきちんと取り組んでいかなければならない時期だというふうに思っています。

やはり今までの、特養は確かに古くなってきて、来年で多分たしか建築後50年ぐらいになるというようなこともありますので、これは早急に建築をしていかなければならないということで、総合計画の中にもうたわれている部分であります。その部分はもうちょっと本来からするともうちょっと早くということだったので、少し遅くなってきていますけれども、これについてはなるべく早い段階で整備をしていかなければならないというふうに考えているところでもあります。

それから、いろいろな課題はありますけれども、やはりソフト面でいくと人材ですね、介護人材の確保ということがやはり課題、今現在課題になっているのかなというふうに思っています。そういったことで、いかに足寄町に介護人材を増やしていくかといったところが、今後の大きな課題にはなっていくのかなというふうに思っているところでもあります。地元で介護人材を育て

ていくという、育成していくということも必要ですし、それからほかの町から来ていただく、そういったことについてもやはり必要になってくるのかなと。トータルできちんと必要な介護人材を育てるなり確保するなりということが課題なのかなというふうに思っています。

そういうことも含めてやりながら、高齢になっても1人とか2人とかの単身世帯になったり、それから夫婦世帯になったりだとかになっても希望する方たちは足寄町でいつまでも住み続けられるという、そういう地域づくりがこれからしていかなければならないというふうに考えているところがあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、9番高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了をいたします。

◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 報告第8号令和3年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 追加提出議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第8号令和3年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告をするものでございます。

まず1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率について

ですが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率は共に黒字であるため数値の表示はございません。

③の実質公債費比率は10.1%でございます。

④の将来負担比率はマイナスでありますので、数値の表示はございません。

2点目は、法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率についてですが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

3ページに監査委員の意見書、4ページ及び5ページに各比率の積算資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第93号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第93号教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第93号教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会教育長に任

命いたしたく、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、住所、帯広市西8条北3丁目4番地8、氏名、東海林弘哉氏、昭和35年10月31日生まれでございます。

提案理由につきましては、現教育長の藤代和昭氏から、令和4年9月30日の任期満了をもって退任する旨の申出があったことに伴い、後任を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

東海林氏の略歴につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第93号教育委員会教育長の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号教育委員会教育長の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第94号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第94号損害賠償の額を定め和解することについての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 追加提出議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第94号損害賠償の額を定め和解することについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本年6月開会の第2回足寄町議会定例会において、令和4年3月6日に発生した除雪車両による物損事故について御報告をしているところでありますが、このたび足寄町農業協同組合と足寄町との間で損害賠償の額を定め和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

損害賠償の額は434万9,407円でございます。

示談の内容について御説明申し上げます。

追加提出議案書7ページ右側を御覧ください。

事故発生日時、令和4年3月6日、午後0時10分頃。

事故発生場所、足寄町南7条1丁目54番地、足寄町農業協同組合給油所内でございます。

事故の原因、状況につきましては、町の除雪ダンプが給油のために給油設備に寄せたところ、目測を誤り保護屋根に衝突し、屋根及び支柱を損壊させたものでございます。

当事者、甲足寄町の運転手は、住所足寄町西町3丁目1番地76、会計年度任用職員、梶間広太。車両登録番号、帯広100は4350でございます。

当事者、乙の所有者につきましては、住所足寄町南3条1丁目18番地、氏名、足寄町農業協同組合でございます。

甲乙の損害賠償の過失割合は、甲が100%、乙が0%で、甲は乙に対し修繕費用の全額434万9,407円を支払うもので

あります。

また、甲乙間には本示談に定めるほか、賠償金以外の債務については、一切ないこととしております。

なお、本件に係る賠償金につきましては、自動車共済金を財源に議案第103号一般会計補正予算第5号により提案をさせていただくこととしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号損害賠償の額を定め和解することについての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第94号損害賠償の額を定め和解することについての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第91号から議案第102号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第91号令和3年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第14 議案第102号令和3年度足

寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第91号令和3年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第92号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第95号令和3年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第102号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第91号令和3年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和3年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第92号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続いて、追加提出議案書の8ページをお願いいたします。

議案第95号令和3年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町一般会計歳入歳出決

算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第96号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第97号令和3年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第98号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議案第99号令和3年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第100号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第101号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第102号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第91号令和3年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第92号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第95号令和3年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第102号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置をし、これに付託して休会中の審査にすることにしたいと思います。

なお、議会は令和3年度決算審査特別委員会に対し地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査にすることを決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催をし、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をします。

令和3年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高橋秀樹君、副委員長に高橋健一君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月26日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時05分 散会

令和4年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員